

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 消費税簡易課税制度の改正通達

Q：消費税の簡易課税制度の改正通達が公表されたそうですが、内容を教えてください。

A：平成9年4月から、消費税法が改正され、簡易課税制度の事業区分に「第5種事業」が新設されるのを受け、国税庁はこのほど、業種間の区分の明確化等を図るために、通達を公表しました。主な内容は次のとおりです。

(1)日本標準産業分類の大分類の区分で、「サービス業等」に該当する事業であっても、他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業者は、第1種事業又は第2種事業に該当する。

例えば、大分類上は不動産業であっても、他者が建築施工したものをそのまま販売するような場合には、第1種事業又は第2種事業に該当することになります。

なお、自ら建築した住宅を販売する事業者については、第3種事業の建設業に該当します。

(2)第5種事業のサービス業から除くとされている「飲食店業に該当するもの」とは、まず、日本標準産業分類の大分類で第4種事業に該当するもののほか、旅館、ホテル等のレストラン、バー等で請求書、領収書等により飲食と宿泊の対価を明確に区分しているもののうち、飲食の提供部分。

(3)日本標準産業分類の大分類の「金融・保険」は、第4種事業に該当する。

